

【縦覧】東三河都市計画 の変更(地区計画)

☎100015002

建築基準法改正に伴い記載内容に項ずれが生じた地区計画(田原浦片、田原片西、臨海田原1区、田原浦鬼塚内陸企業団地)について変更手続きを進めてきましたが、4月1日付けで法手続きが終了しました。

縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く) **縦覧場所**：街づくり推進課(北庁舎2階)

※詳細はお問い合わせください。

▼街づくり推進課
☎23・35335 [FAX]22・38111

地区計画区域内での 行為などの届け出

☎10002322

地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な居住環境を実現するため、道路、公園などの配置や建築物の用途や形態などに関するルールである地区計画を、以下の地域で指

定しています。

指定地域

- ・田原木綿畑
- ・田原片西
- ・シーサイド田原光崎
- ・臨海田原1区
- ・田原浦鬼塚内陸企業団地
- ・田原浦片
- ・大久保団地

届け出：地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築などを行う場合は、着手日の30日前までに届け出が必要

▼街づくり推進課
☎23・35335 [FAX]22・38111

大規模な開発行為は 事前協議が必要です

☎10015004

本市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、「田原市土地開発行為に関する指導要綱」を定めています。市内で開発行為を行う場合は、あらかじめ、市との協議が必要になります。
対象：開発区域面積が3000㎡以上1万㎡未満の開発行為(1万㎡以上の場合、

「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」の対象)

※【開発行為】住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地、**太陽光発電施設用地**などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋め立てまたは干拓、しゅんせつ、廃棄物の埋め立て、その他土地の区画形質の変更

▼街づくり推進課
☎23・35335 [FAX]22・38111

都市計画の変更に関する 説明会(用途地域など)

☎10005800

東三河都市計画区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の変更(愛知県決定)に伴い、市が決定する以下の都市計画変更に関する説明会を行います。

用途地域

- ・田原4区地区、吉胡蔵王地区

地区計画

- ・木綿畑地区

日時：5月28日(月)午後7時～ **場所**：市役所 大会議室(北庁舎1階)

▼街づくり推進課
☎23・35335 [FAX]22・38111

「たはら暮らし」の魅力 写真で発信中!

本市ではInstagramに公式アカウント [Itahara_kurashi \(たはら暮らし\)](#) を開設しています。

「たはら暮らし」には、私たちが日頃目にしている市内の風景や暮らしのひとコマ、地域のイベントなどの写真を投稿しています。

また、キーワードで写真が集まるInstagramの仕組みを利用し、市アカウントの閲覧登録者に「#たはら暮らし」のキーワードを付けた投稿を呼び掛けています。

あなたの知らない田原市を発見できるかもしれません。ぜひのぞいてみてください。



▶広報秘書課 ☎22-0138
☎1004334

大規模な土地取引は 届け出が必要です

☎10015004

一定面積以上の土地取引を行う場合には、面積などに応じて契約前または契約後に届け出が必要です。どちらの届け出も、まとまった一体的な土地が対象になります。

契約前に必要な届け出

対象：市街化区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地を譲り渡そうとする人 **届け出時期**：土地売買

契約を行う前(一定期間契約行為が制限されます)

契約後に必要な届け出

対象：市街化区域に属する2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地を譲り受けた人 **届出時期**：土地売買契約日を含め2週間以内

▼街づくり推進課
☎23・35335 [FAX]22・38111

